

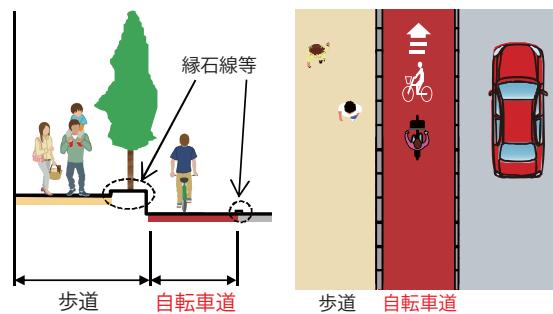
4. 自転車通行空間の整備形態

「自転車道」「自転車専用通行帯(自転車レーン)」「車道混在」の整備形態の概要は以下のとおりです。

■自転車道

縁石・柵等の工作物によって物理的に分離し、自転車専用の道路として法的に指定させる形態。(車道・歩道は原則通行できません)

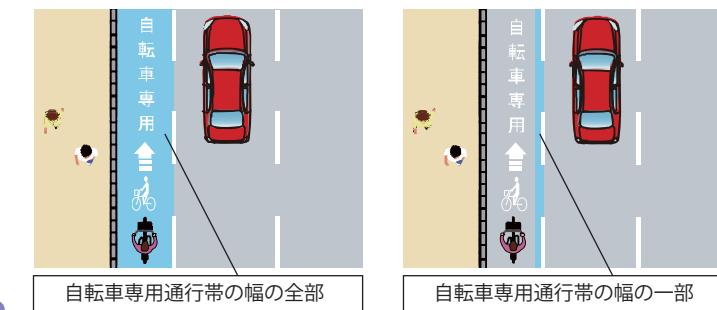
- 自転車は歩行者と構造的に分離
- 法的に指定された形態



■自転車専用通行帯(自転車レーン)

道路標示によって視覚的に分離し、自転車専用の通行帯として法的に指定させる形態。

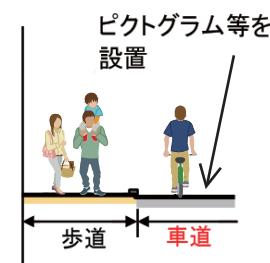
- 自転車は歩行者と構造的に分離、自動車と視覚的に分離
- 法的に指定された形態



■車道混在

車道内に矢羽根型の路面標示やピクトグラム等を設置することにより、自転車通行位置を明示し、車道内で自転車と自動車を混在させる形態。

- 自転車と自動車が車道内で混在
- 法的指定のない形態



自転車レーンの整備事例

幹第22号線 姫路市管理道路



自転車レーンの整備事例

(一)和久今宿線 兵庫県管理道路



姫路市自転車ネットワーク整備プログラム

（令和元年6月策定）

姫路城

1. プログラム策定の目的

姫路市では、「姫路市自転車利用環境整備基本計画(平成17年3月)」や「姫路の歩行者・自転車の安全・快適化計画(平成25年2月)」を踏まえた新たな自転車計画のマスタープランとなる「姫路市自転車利用環境整備計画」を平成30年6月に策定し、自転車利用環境の向上を図っています。

姫路市自転車ネットワーク整備プログラムは、上記計画に基づいて、今後、自転車利用環境を向上していくべき路線を対象に、市民の皆様の自転車の安全・安心・快適な利用や、さらなる自転車通行環境整備促進に対する理解をしていただくために、優先的・重点的に取り組む路線を抽出し、整備時期をまとめたものです。

今年度(2019年度)から2028年度の10年間のうち、2019年度～2023年度を前期とし、2024年度～2028年度を後期と設定しています。

2. 自転車利用環境の整備方針

自転車通行空間の整備を進め、「自転車利用の安全・快適化」、「自転車通行位置の周知」、「自転車は原則車道の啓発」を図るため、優先路線としての整備方針を次のとおりとしました。

①自転車利用が多い路線

②早期の整備が可能な路線

③啓発効果のある路線

④自転車通行空間のネットワーク化を考慮した路線

